

# たんぽぽ通信 No.124

発行日：2006年6月26日

発行者：たんぽぽ共同作業所

施設長 藤田 安

住 所：磐田市福田中島 138

T E L : 0538-58-1541

E-mail : tanpopo-kyodo@ny.tokai.or.jp



## 施設長、常勤職員 新任のごあいさつ

私がたんぽぽ作業所の非常勤所長のお話を家族会からいただいたのは約2ヶ月前。障害者自立支援法が施行され福祉関係の仕事に携わっている人たちの間では、今までとは違った新しいやり方に向かって「何をどうすればいいんだ」といったてんやわんやの大騒ぎをしている真最中だったので戸惑いを感じました。ですから、家族会の新役員の方たちとお会いし、「週、何日来てもらえますか?」と聞かれたときには返事に窮してしまうほどでした。



あれから2ヶ月が過ぎ、熟慮しての決断ではありませんが、関係者の方たちとお話をさせていただき、所長を引き受けさせていただくことに致しました。そうはいっても、引き受けたからには精一杯の出来ることは行なっていこうと思っておりますので、お引き立てのほどよろしくお願ひ申し上げます。

さて、日本の精神保健福祉は精神科病院による治療中心主義で進められていた時代から、作業所や施設が提供するサービスをも加えた包括的なリハビリテーションプログラムによって行われる時代へと変わってきました。たんぽぽ作業所もこうした時代の申し子といえるわけです。

しかし、ここに至って障害者自立支援法が示した内容は障害者とその家族の人たちの願いや希望とは大きく異なるものでした。関係者の中には、精神障害者だけが他の障害とは別格扱いされていたので、これで横並びになったという人もいれば、たんぽぽ作業所と同様の無認可作業所が法内施設への移行が根拠付けられたと評価する人たちもいます。だからといって手放して「好ましい傾向だ。」などといった評価を下し、悠長に構えていられる場合ではないのです。利用者負担の増額は必至。施設の経営は先が見えず運営は困難を覚悟しなくてはなりません。弱者救済とは名ばかりの障害者自立支援法がもたらした大きな変化です。安穏とはしていられないのです。助け合わなくてはなりません。



4月1日より常勤職員になりました鈴木ふみ江です。

明るく暖かい心で  
一步一歩進んでまい  
りたいと思います。

たんぽぽ作業所も障害者自立支援法の施行にあわせ、今までとは違った形の運営を選択しなくてはならない時期がきます。その時のためにも、いまから皆様に関心を持っていただいて、多くの意見と多くの力を寄せていただけるようになることを願いながら、ご挨拶とさせていただきます。ご支援ご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

施設長 藤田 安(ホーネンセツタ-いろいろ兼務)

## お花見in見付天神

(平成18年4月4日)



実習生です

(3月2日)

作業所については、講義で聞くだけではなかなかイメージできませんでした。実際に中に入って体験したことで、どんな作業をして、どんなところなのか、いろいろと知ることができました。



(金城学院大学 佐原)

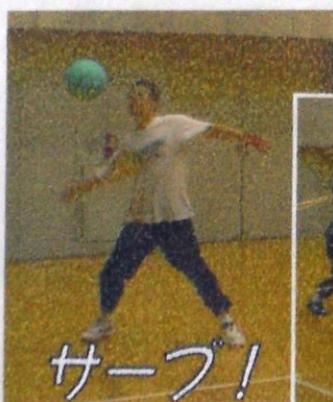
## バレーボール西部大会

(5月25日、アミューズ豊田にて)

西部地区の精神保健施設から27チームが参加して行われたバレーボール大会。たんぽぽは予選を1位で通過。決勝リーグに進出しましたが、2試合目で敗退しました。翌日、メンバーの口から、「来年こそ。」と言う言葉が飛び出していたのには驚きました。



いつもコーチをお願いしている渡瀬さん。  
大会当日は仕事を休んで監督として駆けつけてくださいました。



サーブ！



レシーブ！



握手！